

法律事務所と女性の働き方

私が現在の職場に就職するまでは、裁判所の職員で組織されている全司法労働組合の専従をしていた。「裁判所職員の労働組合で働いていた。」と話す「法律関係はお手の物ですね。」と、よく言われる。

法律事務所職員
馬部 聖子

女性部の運動に関わった経験から

もちろん、労働組合なので労働条件に密接に関わる法律については勉強もするし、改正された法律については改正点をふまえた学習会の講師をすることもある。しかし手続きや、実体法については全くの素人である。労働組合の書記という職種の人口があまりに少ないので仕方のないことだが、これまでで一番驚いた質問は「消費生活アドバイザーの資格が必要ですか？」と聞かれたことだった。言うまでもないが、もちろん必要ない。

さて、私は長い間、女性部の運動に関わっていたことから、しみついた職業病のようなもので、つつい女性がどのような働き方をしているのかを興味と関心を持って見てしまう。そんな、私が日頃感じるところを書いてみたい。

今なお厳しい女性の職場環境

私は、今の職場に転職してから3年弱になるが、入所当初、東京弁護士会の基礎講座に出席して正直、驚いた。そこに参加しているのは、男性は一握りで、若い女性が大半を占めていたからである。法律事務所という職場が女性も、男性同様に研修を受けられて、キャリアを積むことができ、いきいきと働き続けられる職場であることを願ってやまないが、様々な職場での話を聞くにつけ、まだまだ結婚や妊娠を機に退職を余儀なくされるケースが少なからずある。

以前、ある20代の女性事務員から聞いた話だが、「個人事務所で働いているが、日々の仕事は簡単なコピーやお茶くみだけ。書証のコピーさえもさせてもらえ

ず、職務上請求も全て弁護士や男性事務員が行っている。いつ辞めさせられるか不安。」というものである。男女雇用機会均等法が施行されてから四半世紀が経過としているのに現実は今なお厳しいものがある。

地位向上・仕事確立への長い歴史

女性の働き方に着目して書いてきたが、そもそも数十年前、法律事務所では男性さえ働き続けられる職場ではない、という時代が長く続いてたと聞く。それを長い年月をかけて事務職員の地位向上のため、仕事の確立のために現在の研修制度を築き上げてこられた諸先輩方の努力と尽力には頭が下がる。しかし、研修制度が確立されてきたとはいえ、前述したような将来に不安を抱える女性事務員や、勤務時間中に研修を受けられない事務員は少なくない。弁護士会で研修が行われていることすら知らなかった人もいた。

事務職員全体の底上げを

幸い私の職場は、工作上、男女の区別なく、研修も受けられる。しかも、集団事務所なので先輩事務員の層が厚く、いつでも相談にのってもらえるし、事務所全体がリベラルな雰囲気非常に恵まれた環境にある。その職場環境も決して最初からあったものではなく、先輩方が積み上げてきたものに他ならない。仕事や、研修の機会が男女に均等に与えられていることや、系統的に学ぶ機会に恵まれていることは本当にありがたいことだと思う。男性・女性にかかわらず、事務職員全体の底上げが図れるよう私自身、少しでも役立てる人間になりたいと思う。